

議案第 6 3 号

甲府市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の
の手續に関する条例の一部を改正する条例制定について

甲府市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手
続に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 6 月 1 3 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等
の手續に関する条例の一部を改正する条例

甲府市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手
続に関する条例（平成 1 2 年 7 月 条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「同条第 8 項」を「同条第 9 項」に改める。

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（非常災害に係る一般廃棄物処理施設についての準用）

第 8 条 第 2 条から前条までの規定は、法第 9 条の 3 の 2 第 2 項の規定により適用
する法第 9 条の 3 第 2 項の規定に基づく非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設
置又は変更における報告書等の縦覧及び意見書の提出について準用する。この場
合において、第 4 条第 2 項中「1 月間」とあるのは「1 月間の範囲内で、非常災
害の状況を勘案して市長が必要と認める期間として当該告示で指定する期間」と
読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。